The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	『壒嚢鈔』年中行事記事の基礎的検討 : 中世後期＜『年中行事歌合』／『公事根源』＞享受史のために
Author(s)	野上, 潤一
Citation	詞林. 2008, 43, p. 62-87
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67580
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

『壒嚢鈔』年中行事記事の基礎的検討

――中世後期〈『年中行事歌合』／『公事根源』〉享受史のために――

野上　潤一

一　先行研究と問題の所在

『壒嚢鈔』の年中行事記事については、笹川祥生氏の解題[1]に、

『壒嚢鈔』の撰述にあたっては数多くの書籍が利用されている。研究者が『壒嚢鈔』に関心を抱く理由の一つもそこにある。（中略）書名が明記されているものについては、本書に付載した書名索引で検索していただきたい。しかし、索引に掲げたもの以外に、書名を記さずに引用していることも少くない。（中略）和書では、この他『日本書紀』『延喜式』『元亨釈書』『源氏物語』『三教指帰』『風土記』『三宝字類鈔』『和名鈔』『秘蔵記』『正統記』などからの引用が目立っている。書名はあげられていないが、『公事根源』からの引用と思われる部分もある（正保版本四、五巻の年中行事の各條）。

との指摘があり、それ以上の検討がなされてこなかったため、笹川氏の説が定説となったごとくである。ただ、その後の指摘として、鈴木元氏「太平記受容史一斑―『太平記賢愚抄』をめぐって―」[2]に、

（稿者註、『太平記賢愚抄』の）巻二十四での長文にわたる年中行事解説などは、溯れば二条良基主催になる『年中行事歌合』の行事解説などにたどり着く内容であるが、直接には壒嚢鈔が利用されていることは明らかで、事典的利用の最も見易い例である。

とあることは注目される。『壒嚢鈔』が何によるかは明確にされていないが、『公事根源』の『年中行事歌合』依拠を踏まえたうえで、態度を保留したものであろう。

つまり、『公事根源』は『年中行事歌合』に依拠しているため、『壒嚢鈔』の「『公事根源』からの引用と思われる部分」は『年中行事歌合』とも類似する可能性が高い、ということを念頭に置いて検討しなければ、『壒嚢鈔』の典拠の確定はできないのである。「『公事根源』からの引用と思われる」としてすまされ、かつ、それが検証されることがなかったのは、『年中行事歌合』が不当に等閑視されていることの

あらわれであろう。そもそも、『壒嚢鈔』年中行事記事には「二条ノ関白家ノ御記」「二条ノ摂政家ノ御記」なる書が引用されており、これが（『公事根源』ではなく）『年中行事歌合』とおぼしいのである。

▼『壒嚢鈔』巻四―二十一［四方拝小朝拝ナンド申ハ。何事ソ。］

又二条ノ関白家ノ御記ニハ寛平二年ノ宇多ノ御門ノ御記ニ被レ載タレ共。始メトハ不レ覚へ。此事何ヨリ始リタリ共不レ見へ。皇極天皇雨ヲ祈リ給テ四方ヲ拝シ給由。日本記ニモアレハ。是ナントヲヤ。始トモ申ヘキト云云。

『年中行事歌合』［一番・左・四方拝］

此事いつはじまりたりともみえず、寛平二年の宇多の御門の御記に載せられたれども、濫觴とは見え侍らず、皇極天皇雨を祈りましまして四方を拝し給ふ由日本紀にあれば、是などをやはじめとも申すべからん、

▼『壒嚢鈔』巻五―十一［献レ胙事］

又二条ノ摂政家ノ御記ニ曰。胙ヲハ。神道ニハ[3]神食共書ク。譬ヘハ神供ナントヲ申也ト云云。

『年中行事歌合』［廿二番・左・献胙］

胙を奉ると云ふ事は、昨日の尺奠の供具を本寮より内裏へ奉る事なり、みけとは神食ともかけるにや、たとへば神供などを申すなり、

▼『壒嚢鈔』巻五―二十三［季御読経事］

二条ノ摂政家ノ御記ニモ。茶ハ昔ヨリ。ヲホヤケノ。モテナシ給物ニテ侍レハ。大内ニモ茶苑ナント侍リ。中比。栂尾ノ何上人トヤラン。茶ノ種ヲ植タルト申ハ。僻事ニテ侍ルト[ママ]ノ。

『年中行事歌合』［廿五番・右・季御読経］

されば茶は、むかしよりおほやけのもてなし給ふ物なりければ、大内にも茶苑など侍るに、中比栂尾の何上人とやらん、茶の種を植ゑたるなど申すは、ひがごとにて侍るにこそ

「二条ノ関白家ノ御記」「二条ノ摂政家ノ御記」が『年中行事歌合』を指すことは一目瞭然であろう。よって、『壒嚢鈔』の編者である行誉が、『年中行事歌合』を手に入れ、利用していたことはまちがいない。[4]

そうすると、右の三条のみ『年中行事歌合』により、自余は『公事根源』によるのか、便宜により両書を使い分けているのか、あるいは年中行事記事全体が『年中行事歌合』によるのか、などがあらためて問題となる。『公事根源』享受史に見直しが迫られる可能性もあり、重要な問題と言えよう。

そこで、まづ年中行事記事の直後に配される二項目に注目すると、

▼『壒嚢鈔』巻五―三十五［牛車。輦車ノ。宣旨ナド申ハ。何ナル事ソ。］

牛車ハ。高貴ノ智臣。宿老ノ大臣ナント。此宣旨ヲ蒙リ

給テ。陣ノ中ノ重トカヤヘ。車ニ牛ヲ懸テ。出入シ給トナン。輦車トハ。輦ヲハ。手車トヨム。輪ヲ懸テ。輿ノ様ニ。作リタル車ナルヘシ。是モ可レ然宿老ノ大臣。又ハ女御更衣テントノ。許サレテ。大内ノ中ヲ。通ヒ給フ物也トナン。源氏ニハ。桐坪ノ更衣モ。此輦車ノ。許サレ。ヲハシマシケル由書侍ニヤ。尤モ規模ノ事トカヤ。

『年中行事歌合』［四十八番・左・牛車］

右、牛車とは、宿老の大臣など陣の中へ車に牛をかけて、中の重を出入する事なり

『年中行事歌合』［五十番・左・輦車］

輦車とは、わをかけて輿のやうに造りたる車なり、是をさりぬべき宿老の大臣、又女御更衣などのゆるされて、大内のうちをかよひ給ふものなり、桐壺の更衣も此車をゆるされたる由、源氏物語にも侍るにや、

▼『壒嚢鈔』巻五―三十六［禁中ニ。夜行。問籍。掻灯ナント云事ノ侍ルハ。何ソ］

夜行トハ。左近衛。右近衛ノ尉カ番ニ折テ。禁中ヲ廻リ侍ル事トナン。左近ハ。子。右近ハ。丑。代々巡リ侍ル事トナン。仍テ近衛ノ夜行ト申也次ニ問籍トハ。名謁ノ事也。口ノ問籍トテ。殿上ニテ。高ク名乗リ侍トカヤ。公卿ナントノ名謁ハ。近比ハ。潜ニ。名乗リ。マシマストナン。又掻灯トハ。夜ノ御殿ノ灯火也夜ノヨト、ハ君ノ御寝所ナリ。剣璽ヲ置ル、故ニ。何モ灯火ヲケサス。常ニ是ヲ掻上ルニヤ。掻灯ト申ラン。凡ソ御殿ヘハ。典侍ナントノ外ハ。無二左右。人ノ入ヌ事トコソ。聞ユメレ。

『年中行事歌合』［四十三番・左・寄夜行恋］

禁中の夜行と申すは、左右近衛府夜めぐりをし侍るなり、

『年中行事歌合』［四十二番・右・問籍］

右、問籍と申すは名謁の事なり、今も滝口の問籍とて、殿上口にてたかく名乗り侍るにや、公卿などの名謁は近比はひそかに名乗り侍るにこそ

『年中行事歌合』［卅八番・左・寄夜御殿恋］

夜御殿と申すは天子の御寝所なり、剣璽ををかるる故にいつも灯をけたず、是をかいともしと申すにや、大方夜御殿へは、典侍などの外は、いたく入らぬことにやとぞ承り置きし、

［牛車。輦車ノ。宣旨ナド申ハ。何ナル事ソ。］項は、『年中行事歌合』の［四十八番・左・牛車］［五十番・左・輦車］、［禁中ニ。夜行。問籍。掻灯ナント云事ノ侍ルハ。何ソ］項は、『年中行事歌合』の［四十三番・左・寄夜行恋］［四十二番・右・問籍］［卅八番・左・寄夜御殿恋］によっていると考えられる。というのも、『年中行事歌合』と『公事根源』の記述が重なるのは三十五番までなので、三十六番以降との一致においては疑問の余地がないからである。ここで重要なことは、『壒嚢鈔』が『年中行事歌合』に関しても、「書名を

記さずに引用している」ことが確認できることであり、年中行事記事での利用が三例にとどまらないことを期待させるだろう。

以下、第二節において、『壒嚢鈔』年中行事記事が『年中行事歌合』『公事根源』のどちらによるか検討するが、如上の問題のみをあつかうのでは、『壒嚢鈔』研究に資するところが少ないので、第三節において、『年中行事歌合』／『公事根源』では説明できない部分についても考察し、『壒嚢鈔』の年中行事記事全体の典拠を洗い出したいと思う。

二　『年中行事歌合』か『公事根源』か

二・一　『年中行事歌合』にのみある記述

まづ、『公事根源』にない記述の検討をとおして、『年中行事歌合』の影響を確認する。

▼『壒嚢鈔』巻四―二十四［小朝拝事］

然ルニ延喜五年。正月一日仰ニテ左大臣ニ被レ止レ之ヲケル也。又同十九年正月一日。左大臣ノ依レ被レニ申復レ日(ママ)キニ被レ行レ之ヲ云云。其故ニ。四方拝ハ宗廟社稷ノタメ。又ハ普ク群臣ヲ恵ミ。万民ヲ憐レミ給。天子ノ御政也。小朝拝ハ。臣トシテ。君ヲ拝シ奉ルヘキ由申請テ。行ル、事ナレハ。

『年中行事歌合』［二番・左・小朝拝］

此左歌の心いたく心えられぬ様に侍れど、倩推量を加ふるに、天子の政は皆宗廟社稷の為、又普く群臣をめぐみ万民を哀み給ふ故あるにや、此小朝拝と云へる事は、

傍線部は『年中行事歌合』の歌の解説に関わる部分であるため、『公事根源』には見えず、『年中行事歌合』によるものと思われる。つぎにあげる四方拝の傍線部に関しても、

▼『壒嚢鈔』巻四―二十一［四方拝小朝拝ナンド申ハ。何事ソ。］

先四方拝ト申ハ。正月元日ノ寅刻ニ。天子。天地四方ヲ拝シ給ㇷ当年ノ星。本命星ヲ。七反充唱ヘ給頌文ナント侍ルトナン。是年々ノ災ヲ攘テ宝祚長久ヲ祈リ給ヒ御座ス

『年中行事歌合』［一番・左・四方拝］

左、四方拝といふ事は、天子は天地四方をまつるといふ事も侍るにや、元正寅の時にすべらぎの属星を唱へ、あめつち四方山陵を拝し給ひて、年災をも払ひ宝祚をも祈り申さるるにて侍るにや、（中略）頌文などおほく侍れども、それまでは注すにおよばず、今星を唱ふるなどよめるは、当年星ほん命しやうを先七反づつとなへ給ふ事にやとぞおぼゆる、

歌の解説に関する部分であるうえに、「当年ノ星。本命星ヲ。七反充唱ヘ給」は二条家正説[6]であり、『公事根源』には見えないものである。では、『年中行事歌合』の影響は歌の解説

に関わる部分のみであるかというとそうではない。

▼『壒嚢鈔』巻五―三十二［御仏名之事］

仏名トハ。三世ノ諸仏ノ御名ヲ。唱ヘテ。一年ノ罪障ヲ。懺悔シ御座也。貞観ノ比ニヤ。一万三千仏ヲ。画図ニ顕シテ。諸国ヘ賦ラセ給ケル由。国史ニ見タリ。此時左衛門ノ府ノ栢梨ノ庄ト曰所ヨリ。御酒ヲ奉テ。殿上ニテ。勧盃ノ侍ル也。栢梨庄トハ。所領ノ名ナルヘシ

『年中行事歌合』［卅四番・左・仏名］

仏名は三世の諸仏の御名を唱へて、一年の罪をざんげし侍る心なり、貞観の比かとよ、一万三千仏を画図にあらはして、諸国へくばらせ給ふよし国史に見及び侍りし、いと難有事なり、栢梨とは左近衛府の栢梨庄といふ所より御酒を奉りて、殿上にて勧杯のあるなり、栢梨とは所領の名にて侍るにや、

『公事根源』［神仏名］

栢梨の勧盃などいふことあり。それは左近衛府の領に、摂津国栢梨の庄といふ所より、御酒を奉りて、殿上にて勧盃のあるなり。（中略）この仏名といふは、三世の諸仏の名号を唱へて、六根の罪を滅する意なり。誠に仏名経に釈かるゝ所の功徳は、はかりなきにや、宝亀五年十二月よりはじまる。承和の比は毎年仏名、三ヶ日の間は、諸国にて殺生禁断のよし、格に見えたり。

▼『壒嚢鈔』巻五―十八［大祓事］

此祓ハ。百官朱雀門ニ集テ祓テ（ママ）シ給也。六月晦日ノ事ナレハ。六月祓ニ通ヒ侍ルベケレ共。是ハ群臣一同シ集テシ給ヶ祓ヘ也。仍テ大祓ト申ニヤ。触穢ナントモアリ。又神事ナント行ルレハ。臨時ニモ常ニ。此祓ハアル事トナン。強六月ニハ不レ限ラ也。

『年中行事歌合』［十八番・左・大祓］

大祓と云ふは、百官朱雀門にあつまりて祓をし侍るなり、六月晦日の事なれば、六月祓にかよひ侍れども、これは群臣一同にあつまりて祓をするなり、触穢などもあり神事なども行はざるをりは、臨時にも常に此祓はあることなり、六月にかぎるべからず、

『公事根源』［大祓］

大祓といふは、百官悉く朱雀門にあつまりて、祓をし侍るなり。六月十二月二度あり。天武天皇の御時よりはじまる。解除は触穢などの時もあり。神事を行ふ時は、臨時にも常にあれども、この大祓は、百官一同にあつまりて、祓をするなり。

右、二項目の傍線部が歌の解説と無関係であることはもちろんだが、傍線部の有無のみではなく、全体的に『年中行事歌合』と一致することが確認できる。その他、『年中行事歌合』にのみある記述は、［奏スル氷様腹赤ノ御贄事］［重陽節会之事］［豊明節会事］［節折事］などに見える。しかし、これだけなら、『公事根源』にない箇所を『年中行事歌合』で補っ

た可能性を否定できない。そこで、『年中行事歌合』『公事根源』（以下、「両書」とする）で記述が異なる箇所について検討する。

二・二　両書で記述が異なる箇所

まづ、両書で語句・順序が相違する箇所について見ると、

▼『壒嚢鈔』巻五―二十二［定考事］

凡ソ此定考ト申事ハ。昔ハ六位已上ノ。加階ニ叙スル人ハ。其芸能。行跡ヲ撰シテ。栄爵ヲ賜リケル也。選叙令ナント申文ニ委シク註サレ侍ルトナン。徳行才名挌勤ナントニ依テ。官爵ヲ賜ケル也。此人々ヲ選ヒ出シ。定メ侍ルヲ。定考ト申也。但文字ニハ。定考ト書タレ共。打返シテ。カウチヤウト読ミ付リ是又口伝ニテ侍ル也。尤故アル事トナン。

『年中行事歌合』［廿三番・左・定考］

左、定考といへる事は、昔六位以上の加階をする人は、其芸能行跡を撰びて、栄爵を給ひけるなり、選叙令などにこまかにしるせり、徳行才名挌勤などによりて官爵をも給ひけるなり、此人人を選出だして定め侍るを定考とは申すなり、文字には定考と書きて侍れども、さかさまに考定とよみ侍る、此も故ある事の侍るにや、

『公事根源』［定考］

これはむかし、六位以上の加階をする人は、かの芸能、行跡、挌勤をえらびて、栄爵を賜はりけるなり。（中略）この人々を択び出して定め侍るを、定考とは申すなり。定考と文字には書きて侍れど、考定と逆に読み侍るが口伝にて侍るなり。選叙令に、委しき事は載せたり。その儀式などは、次第に見えたり。

波線部に見えるように、『公事根源』は『年中行事歌合』を要約・再構成しており、『壒嚢鈔』が『年中行事歌合』によっていることは明らかである。両書を見くらべているとして、『年中行事歌合』を採用した理由が説明できるであろうか。

そこで、『公事根源』の記述がより詳細な場合について見ると、

▼『壒嚢鈔』巻五―十三［旬事］

此旬ニハ。内侍扇ヲ持テ。上達部ニ賜ヘハ。膝ヲツキテ請取給。作法ナント侍ヘルトナン。

『年中行事歌合』［十一番・左・旬四月一日］

四月の旬には、内侍扇をもちて上達部に給へば、ひざまづきてうけとるさ法などあるにや、

『公事根源』［孟夏／旬］

この孟夏の旬には、二献の後、内侍扇を入れたる柳筥を持ちて、御屏風の南の端に置きたるを、出居の次将とりて、王卿の座の前につきて、扇を分ちたまふなり。扇の拝とて、いと興あることにこそ。

両書を見くらべているなら、『公事根源』を採用してもよさそうなものであるが、これもやはり『年中行事歌合』によっていることがわかる。よって、『公事根源』を見ていない可能性も十分想定し得るだろう。

つぎに、両書で所説が異なる箇所について検討する。

▼『壒嚢鈔』巻四―二十六［視告朔事］

告朔ト曰。名ハ唐ショリ起リテ。論語ニモ侍レ共。本朝ノ儀ハ聊カ差別侍リトナン。我朝ノ儀ハ。百官ノ行事ト一日ヲ註シテ。月毎ニ天子ノ御覧スル也。告朔ノ文ヲ視ト申ス心也。視ニ告朔ト書ルヲ。只コクサクト。二字ニ読テ。視ノ字ヲ読ヌカ。口伝ニテ侍ルトコソ承ハレ。

『年中行事歌合』［五番・右・告朔］

右、告朔は、もろこしの文の心と我が国の儀といささか差別のあるにや、論語にいへるは、月ごとに朔を廟に告ぐといへり、我が朝の儀は、百官の行事上日を注して、月ごとに天子の御覧ずるなり、されば告朔の文をみそなはすと申す心なり、（中略）さても視告朔と書きて、ただこくさくと二もじによむは口伝にて侍るなり、定めて家家の所存も侍らむ

『公事根源』［視告朔］

これは、百官の行事上日をしるして、月毎に天子の御覧せらるゝなり。告朔の文をみそなはすと申す意なり。（中略）論語にいへるは、月毎に朔を廟に告ぐるといへり。それをも告朔といへり。（中略）視告朔と書きて、たゞかうさくと、二文字によむが口伝にて侍るなり。こくさくとは読まざるなり。

これも『年中行事歌合』と一致することが明らかであるが、特に注目されるのは、左のごとく史実に反する場合でも、『壒嚢鈔』が『年中行事歌合』との一致を示すという事実である。

▼『壒嚢鈔』巻五―二十一［祈年穀奉幣事］

是ハ。廿一社ニ。御幣ヲ奉テ。年穀ノ田苅事ヲ。祈リ申ル、事也トナン。

『年中行事歌合』［二十番・右・祈年穀奉幣］

右は廿一社に御幣を奉りて、年穀のゆたかならんことを祈り申さるるなり、其外はことなる事なし

『公事根源』［祈年穀ノ奉幣］

これは年穀を祈らんがために、廿二社に幣を奉らる。

▼『壒嚢鈔』巻五―二十五［不堪田奏事］

是ハ諸国ノ田ノ損シテ。作ルニ堪ヌ所々ヲ。目録ヲ書テ奉リケレハ。其ニ付テ租税ヲ。三分一ナント。免シ給事アリシ也。

『年中行事歌合』［廿六番・右・不堪田奏］

右は不堪田奏とて、諸国の損じて作るにたへぬ所所の目六をして奉りければ、就其租税を三分一など免し給ふ事のありしなり、

『公事根源』〔不堪田ノ奏〕

これは諸国の田の、損亡したる所々の目録をして奉る。

それに就きて、租税を三分二など免じ給ふことあり。

その他、両書で記述が異なる箇所で、『壒嚢鈔』が『年中行事歌合』と一致する項に、〔朝賀事〕〔白馬節会事〕〔女叙位事〕〔京中振給事〕〔相撲節事〕〔賀茂臨時祭事〕〔荷前事〕などがある。史実に反する箇所でも『年中行事歌合』との一致が見られ、両書を見くらべて選択したとは考えにくいだろう。

二・三　『源氏物語』への言及

『公事根源』には、『年中行事歌合』が『源氏物語』に言及した箇所を「削除」する（踏襲しないことに意識的である）という傾向がある。よって、『源氏物語』への言及が『年中行事歌合』の影響を知る指標となる。

▼『壒嚢鈔』巻五―六〔蹈歌節会事〕

又カザシ綿トテ。冠リニ綿ヲ巻テ。カザシニ用ルトナン。光源氏ニ馬巾子ナント曰ル、此事也ト。但シ是ハ。男蹈歌ノ事ナルヘシ。源氏ニハ。多ク男蹈歌ノ事ヲ申シ侍ル也ト云云。

『年中行事歌合』〔八番・右・踏歌節会〕

彼光源氏物語などにも、男踏歌のことをおほくは申し侍るなり、（中略）かざしのわたといへるは、冠に綿を巻きてかざしに用ゐたるなり、高巾子など源氏にいへるも此事なり

『公事根源』〔踏歌節会〕

光源氏の物語などにも、多くは男踏歌のことを申し侍るにや。（中略）此殿竹川をうたひて、高巾子綿の花をつくることは、男踏歌の事なるべし。

右は、『公事根源』が『源氏物語』に触れる唯一の例であるが、高巾子の部分では『源氏物語』に言及せず、『壒嚢鈔』と相違する。よって、『年中行事歌合』に言及する箇所が『年中行事歌合』の影響を認めてよい。それ以外の『源氏物語』に言及する箇所が『年中行事歌合』によるものであることは一目瞭然であろう。

▼『壒嚢鈔』巻五―八〔賭弓之事〕

大方。近京司ノ管領ニテ。御座マセハニヤ。終テ後。射手ニ饗ヲタブ也。是ヲ返主ト申ト云リ。饗ヲハ。源氏ニアルジト申ストナン。

『年中行事歌合』〔九番・左・賭弓〕

大方近衛の管領にてあれば、ことはてて後、射手に饗をたぶなり、是をかへりあるじと申すにや、饗をば源氏などにもあるじと申すなり、

『公事根源』〔賭弓〕

大方近衛の管領にてあれば、事はてゝ後、大将射手に饗をたぶ。これをかへりあるじといふなり。

▼『壒嚢鈔』巻五―三十四〔追儺事〕

是只彼ノ疫鬼ヲ逐義也。光源氏ニハ。ナヤラフト書侍ルナトハ。儺ナルヘシ。是ハ呉音ニ当レルニヤヽラフトハ。逐ト云詞也。

『年中行事歌合』［卅五番・右・追儺］

追儺とは年中の疫気を追ひはらひ侍る心にや、光源氏になやらふなど申し侍るも、儺を追ふにて侍るなり、やらふとは追ふといふ詞なり、

『公事根源』［追儺］

追儺といふは、年中の疫気を払ふ意なり。鬼といふは、方相氏のことなり。

『源氏物語』への言及以外にも、『公事根源』が「削除」した評語的部分が『壒嚢鈔』に見え、『壒嚢鈔』が『年中行事歌合』によることは明白である。

▼『壒嚢鈔』巻四―二十七［若水之事］

去年。御生気ノ方ノ井ヲ点シテ。蓋ヲシテ。人ニ不汲セシテ。立春ノ日。此水ヲ汲テ。主水司ノ人ノ奉ル也。君朝餉ニテ。聞食ス也。是モ年中ノ邪気ヲ除クト曰。本文ノ侍ル故トカヤ。当時モ。替ラヌ事トナン。承リ侍リ。

『年中行事歌合』［四番・右・若水］

右、若水と申すは、去年御生気の方の井を点じて、蓋をして人にくませずして、春立日、主水司内裏に奉れば、朝餉にて是をきこしめすなり、年中の邪気を除くと云ふ本文侍るにや、是は此比もかはり侍らぬ事なり

『公事根源』［供ス若水ヲ］

若水といふ事は、去年御生気の方の井をてんして、蓋をして人に汲せず、春立つ日、主水司内裏に奉れば、朝餉にてこれをきこしめすなり。荒玉の春立つ日これを奉れば、若水と申すにや。年中の邪気を除くといふ本文あれば、殊更これを供するなり。

▼『壒嚢鈔』巻五―七［御薪事］

御薪ト申ハ。百官悉ク薪ヲ奉也。是其心ハ。民ヲ休メンガ為ニ。宮内省ニ納メラルナルヘシ。其由。延喜ノ宮内式ニモ見ヘ侍リ。

『年中行事歌合』［八番・左・御薪］

左、御薪と申すは百官悉薪を奉るなり、たとへばこれも民の肩をやすめんが為にや、宮内省に被納けるなり、其数は延喜の宮内式などにみえ侍り、

『公事根源』［御薪］

これは、百官悉く薪を奉りて、宮内省に納めらるゝなり。その数などは、延喜式に見えたり。

▼『壒嚢鈔』巻五―九［内宴事］

内々ノ節会ナレハ。内宴トハ申也。仁寿殿ニテ行ルヽ也但此事。昔モ久絶タリケルヲ。保元ニ信西入道ノ申行シ後ハ。又絶テ侍トナン。文道ノ為メ。尤モ無念ノ事ナルヘシ。

『年中行事歌合』［九番・右・内宴］

右、内宴と申すは内内の節会なり、仁寿殿にておこなはるるなり、（中略）此事、保元に信西申しおこなひし後はたえて侍るこそ、文道の為にも念なく侍れ

『公事根源』［内宴］

内宴と申すは、内々の節会なり。仁寿殿にて行はる。（中略）保元に、信西申し行ひ侍りし後は、絶えて侍るにそ。

以上、『公事根源』の影響はまったく見られないと言ってよい。そもそも「二条ノ摂政（関白）家ノ御記」を引く条のうち、［四方拝小朝拝ナンド申ハ。何事ソ。］に見えるものは、『公事根源』にも該当する記述があるのである。

▼『壒嚢鈔』巻四―二十一［四方拝小朝拝ナンド申ハ。何事ソ。］

又二条ノ関白家ノ御記ニハ寛平二年ノ宇多ノ御門ノ御記ニ被レ載タレ共。始メトハ不レ覚ヘ。此事何ヨリ始リタリ共不レ見ヘ。皇極天皇雨ヲ祈リ給テ四方ヲ拝シ給由。日本記ニモアレハ。是ナントヲヤ。始トモ申ヘキト云云。

『公事根源』［四方拝］

この事いつはじまるとも見えず。仁和五年正月寅の刻に、天地四方、属星山陵を拝し給ふよし、宇多の御門の御記に載せられたれども、濫觴とは見えず。又皇極天皇、雨を祈りたまふとて、南淵の河上に行幸ありて、四方を拝し給ひければ、雨五日まで降りけるよし、日本紀に載せられたれば、これなどをやはじめとも申すべからん。

『年中行事歌合』『公事根源』を両方とも見ていると仮定するならば、『公事根源』にない箇所か、両書がいちじるしく相違する箇所を、「二条ノ摂政（関白）家ノ御記」と明示して引用するのではないかと考えるのが自然であろう。よって、『公事根源』にない箇所を『年中行事歌合』で補う、あるいは両書を見くらべて意に適うほうを用いる、といったことは考えられない。

では、『年中行事歌合』を全面的に参照しているとして、『年中行事歌合』が簡略にすませている項、および同書にない項に関しては、何によっているかということが問題となる。そこで『公事根源』が用いられていないことを確認しつつ、典拠について考察する。

三　『年中行事歌合』にない記述をめぐって

三・一　『年中行事歌合』にない項

『年中行事歌合』にない［卯杖ノ事］［道饗祭事］［鎮火祭事］の三項目について検討する。まず、［卯杖ノ事］を見ると、

▼『壒嚢鈔』巻五―一［卯杖ノ事］

是ハ。正月上ノ卯日。奉レ杖ヲ事也持統天皇三年。正月上ノ卯日。大学寮ヨリ。献レルト杖ヲ。八十杖ヲ云リ。又

文徳天皇ノ実録ニ曰。仁寿二年正月己卯日。諸衛府ヨリ。献レ杖ヲ。遂(ママ)ニ精魅侍リ。就レ之ニ本古ヲ伺ヘハ。漢ノ官儀ニ曰。正月卯日以二桃ノ枝一ヲ作レテ杖ヲ。壓二悪鬼一ヲ也ト云云。

『公事根源』［御杖］

持統天皇三年正月の卯日、大学寮よりこれを奉るよし、日本紀にあり。又仁寿二年正月に、諸衛府祝杖を献じて、精魅を逐ふと見えたり。これを以て、悪鬼を払ふ心ちなり。

一見『公事根源』と類似しているようであるが、『年中行事抄』には、

上卯日。献御杖事。

（中略）

持統天皇三年正月乙卯。大学寮献杖八十枚。

仁寿二年正月己卯。諸衛府献殺杖。逐精魅也。

天慶依雨無卯杖奏。

漢官儀云。正月卯。以桃枝作剛卯杖。厭鬼也。

『公事根源』にない『漢官儀』の記事もあり、右のごとき書が典拠であったと思われる。[10]『年中行事抄』自体は、「文徳天皇実録云」とせず、問題が残るが、「国史云」とする『師光年中行事』には『漢官儀』の記事がなく、中原家流年中行事では『年中行事抄』が最も近い。あるいは『壒嚢鈔』と一致する中原家流年中行事があったものか。ただ、『下学集』（前田本）器財門には、

卯杖〈漢官儀云、正月卯日以二桃枝一作レ杖壓二悪鬼一也。又本朝文徳天皇実録云、仁寿二年正月己卯諸衛府ヨリ献レ杖逐二精魅一也。〉

「文徳天皇実録云」とあり、『文徳天皇実録』および『漢官儀』の語句も『壒嚢鈔』に近いので、『下学集』と中原家流年中行事によった可能性もある。[11]その場合、『年中行事抄』にこだわる必要はないだろう。

つぎに、［道饗祭事］［鎮火祭事］については、

▼『壒嚢鈔』巻五―十六［道饗祭事］

六月晦日ニ。被行事也。卜部氏ノ人。於京城四ノ隅ノ道上ニ而祭之ヲ也。其心ハ。自外。来ラン鬼魅ヲ。敢テ京師ニ不ル令入故ニ。豫ジメ道ニ迎テ饗(ママ)遇也。仍テ道饗ノ祭ト云也。

『公事根源』［道饗ノ祭］

これは、疫神の祭なり。毎年に必ず行はるべき事なり。近比は絶えて侍るにや。これも卜部の人、宮城の四角の路にして、鬼魅の他方よりきたるを、京路に入らざらしめんために、路上に供物をそなへて祭るなり。鎮火、道饗の祭をば、四角四堺の祭とも申すなり。

『令義解』神祇令

道饗祭〈謂。卜部等於二京城四隅道上一而祭之。言欲レ令下二鬼魅自レ外来者。不丙敢入乙京師甲。故預迎二於道一而饗遏

也。〉

▼『壒嚢鈔』巻五―十七［鎮レ火祭事］

是モ六月晦日也。風土記ニ曰ク。謂ル在ニテ宮城ノ四方角ニ。卜部等。鎮レテ火ヲ而祭ル。為レ坊ニカン火災ニヲ也。故ニ曰。鎮火ト云云。

『公事根源』［鎮火ノ祭］

卜部氏の人火をうちて、宮城の四のすみにて祭事あり。火災を防がんためとかや。この祭礼の間、秘術多く侍るよし承るなり。

『令義解』神祇令

鎮レ火祭〈謂。在ニ宮城四方外角。卜部等鑽レ火而祭。為レ防ニ火災。故曰ニ鎮火。〉

『令義解』の文辞に一致するが、後者に「風土記ニ曰ク」とあることから、『令義解』に直接よったのではないことがわかる。『年中行事抄』『師緒年中行事』に同文を引くものの「風土記云」とはせず、典拠は不明である。[12]

以上、典拠の確定に至る項目はないが、『壒嚢鈔』が『公事根源』によっていないことは認めてよいだろう。

三・二　『年中行事歌合』にない記述

つぎに、『年中行事歌合』が簡略にすませている項について検討する。まづ、［釈奠事］については、

▼『壒嚢鈔』巻五―十［釈奠事］

是ハ。二月上ノ丁ノ日也。然共若此日。日蝕并ニ。祈年ノ祭リニ当レハ。不レ行レシテ中ノ丁ニ侍ル也。文武天皇。大宝元年二月丁巳ノ日始メテ。有ニ釈奠ノ礼ニ。是ハ。孝経礼記毛詩尚書論語周易左伝等ヲ。転輪シテ。講レスト之ヲ云云。其ノ本古ヲ申サハ。礼記ノ王制ニ曰。釈レ采ヲ奠レテ幣ヲ。礼ニスト先師ヲ也。仍テ釈奠ノ礼ト申也後漢ノ明帝十五年ニ。幸ニシテ孔子宅ニ祠ニル仲尼及ヒ七十二ノ弟子ヲ親御講堂ニニト云リ。仍テ本朝ニモ。先聖孔子先師顔回ヲ祠給フ也。（中略）秋ハ。八月上ノ丁ノ日也。是モ若シ。日蝕并ニ御国忌ニ当レハ。中ノ丁ニ被レ行也。弘仁ノ格ニ曰。応ト シ改ニ孔宣文ニ為中ス文宣王上ト云云。

『公事根源』［釈奠］

これは年に二たび、二月と八月とにあり。上の丁の日必ずおこなはる。もし日蝕、国忌、祈年の祭などにあたれば、中の丁にあり。大学寮にて行はる。孔子、并に十哲の影を祭らる。（中略）孝経、礼記、毛詩、尚書、論語、周易、左伝、年にめくりて用ゐる。（中略）この釈奠は、文武天皇、大宝元年二月にはじまる。礼記の王制に、菜を釈き幣を奠きて、先づ師を礼すとあり。この故に釈奠とはいふなり。後漢明帝は、孔子の宅に幸して、仲尼并に七十二弟子を祠ると見えたり。又先聖とは孔子をいひ、先師とは顔回をいふ。いにしへは、周公を先聖といひ、孔子を先師とは申しけるを、唐太宗貞観二年に改めて、

先聖先師とは孔子顔回を申すとかや。又神護景雲二年、孔宣父を改めて文宣王と申すよし、弘仁格に見えたり。

『壒嚢鈔』と『公事根源』が最も近似する項であるが、それは依拠関係としてではなく、典拠の近似の反映として理解すべきであろう。両書の記事は、左のごとく、中原家流年中行事に酷似するからである。

▼『師光年中行事』

上丁日釈奠事。〈孝。礼。詩。書。論。易。伝。転輪講之。〉

明日。献胙事。

国史曰。文武天皇大宝元年二月丁巳。釈奠礼始之云々。

釈奠当日蝕及国忌若祈年祭者。中丁行之。（中略）

礼記王制云。釈菜奠幣。礼先師也。

（中略）

古者以周公為先聖。以孔子為先師。唐太宗貞観二年。詔停周公為先聖。始立孔子廟堂於国学。以仲尼為先聖。以顔子為先師。

弘仁格曰。神護景雲二年七月卅日。改孔宣父為文宣王云々。

『年中行事秘抄』

上丁釈奠事。〈孝経礼詩書論易伝輪転講也。〉

（中略）

上丁当二国忌及祈年祭。改用二中丁。〈今案。日蝕又同。〉

（中略）

礼記云。王制云。出征二執有罪。反釈二奠于学。朱注云。反則釈二奠先聖先師。

後漢明帝十五年幸二孔子宅。祠二仲尼及七十二弟子。親御二講堂。

特に『公事根源』が『師光年中行事』によることは疑いない。[13]

では、『壒嚢鈔』は何によるのか。刊行されている中原家流年中行事に、『壒嚢鈔』の記事を包摂するものはない。そこで、未刊の中原家流年中行事、『師緒年中行事』[14]に注目すると、

上丁日釈奠事。〈当日蝕若祈年祭、中丁行之。孝・礼・詩・書・論・易・伝、転輪講之。礼記王制云、釈菜奠幣、礼先師。後漢明帝十五年、幸孔子宅、祠仲尼及七十二第子、親御講堂。○大宝元年二月丁巳、釈奠之礼始之。弘仁格云、応改孔宣父為文宣王〉

右のごとく、大宝元年の前に「文武天皇」がないことを除けば、『壒嚢鈔』と一致する。山本昌治氏「校訂年中行事秘抄（一）」[15]によれば、「礼記王制云釈菜奠幣礼先師也」「弘仁格云応改孔宣父為文宣王」を有する『年中行事秘抄』写本もあるようだが、「国忌及祈年祭」よりも「日蝕若祈年祭」のほうが『壒嚢鈔』に近いので、『師緒年中行事』のほうが典拠である可能性が高い。

つぎに、［祈年祭事］を見ると、

▼『壒嚢鈔』巻五―十二［祈年祭事］

二月四日於二神祇官一一行レハル之ヲ。前後ノ斎侍也。天武天皇四年二月甲申有二ト祈年ノ祭一リ官ノ史記ニ見タリ。其本古ヲ云ハ。周礼ニ曰。祈年ハ。求二ル豊年一ヲ也。又神祇令ニ曰。謂レ祈猶レシ祷也。

『公事根源』［祈年祭］

周礼に、祈年は豊年をいのるなり、と見えたり。神祇官にて行はる。弁かねてより、諸国のめしものを催しとゝのふ。白猪、白鶏やうのものなり。天武天皇四年二月に、始めてこの祭あり。

『公事根源』が典拠でないことは明らかである。一方、中原家流年中行事を見ると、

▼『年中行事秘抄』

四日祈年祭事。〈廃務。有前後斎。〉

周礼曰。祈年求豊年也。

官史記云。天武天皇四年二月甲申祈年祭。

『師遠年中行事』

四日。祈年祭事。〈廃務。有前後斎。於神祇官行之。上卿以下参入。〉

『年中行事抄』

四日祈年祭事。〈廃務。九日有祭。〉

（中略）

神祇令云。仲春祈年祭。注云。祈猶祷也。欲令歳災不作。時令順慶。即於神祇官祭。故曰祈年也。

刊本に『壒嚢鈔』の記事を包摂するものはないが、『師緒年中行事』は、

四日祈年祭事。〈廃務、有前後斎。於神祇官行之。周礼曰、祈年求豊年也。官史記云、天武天皇四年二月甲申祈年祭。神祇令曰、謂、祈猶祷也。欲令順歳災不作。時令順度。即於神祇官祭之。故曰祈年。奠白猪白鶏。〉

『壒嚢鈔』の記事を完全に包摂する。よって、『師緒年中行事』が典拠の有力な候補として浮上するのである。

そこで、典拠の確定のために、『公事根源』に該当箇所がない記事に関しても検討を試みる。［追儺事］の、

▼『壒嚢鈔』巻五―三十四［追儺事］

論語ニ曰ク。郷人ノ儺スルトキニ。朝服シテ而立二阼階一ニト。孔安国カ註ニ曰儺ハ駆二逐ヲ疫鬼一ヲト（ママ）云云漢ニハ。儺ノ一字ヲ用ヒタリ。金谷ニ曰。昔高帝氏（ママ）ノ子。十二月晦日ノ夜死ス。其霊成レ鬼ト致二ス疾病一ヲ因レ之ニ。以二桃ノ弓葦ノ矢一ヲ逐レト之ヲ云云。

傍線部に対応する記事が、『年中行事抄』では、

同日。追儺事。

（中略）

金谷園記云。為其陰気将絶。陽気始来。陰陽相激。化為疾癘之鬼。為人家作病。黄帝使防相氏。黄金四目。

身着朱衣。手把桙楯。口作儺々之声。以駈疾癘之鬼。

（中略）

十節記云。十二月晦。夜厭儺鬼何。昔高辛氏子。十二月晦夜死。其霊成鬼。致疾病。奪喰人祖霊祭物。驚祖霊。因之以桃弓葦矢逐㵎鬼。静国家。〈世風記云。顓頊氏子云々。〉

「金谷」ではなく『十節記』として引用されている。それに対して、『年中行事秘抄』では、

追儺事。

（中略）

金谷云。陰気将レ絶。陽気始来。陰陽相激。化為二疾癘之鬼一。為二人家一作レ病。黄帝使下方相氏黄金四目。身著二朱衣一。手把二桙楯一。口作二儺々之声一。以駈中疫癘之鬼上。

昔高辛氏子。十二月晦夜死。其霊成レ鬼致二病疾一。奪二飡人祖霊祭物一驚二祖霊一。因レ之以二桃弓葦矢一逐二疫鬼一。静二国家一。

（中略）

追儺剋限事。

（中略）

論語卿党之篇。卿人儺。孔子朝服而立二於阼階一。注云。儺者謂レ駈二疫鬼一。

「十節記云」の部分がなく、「金谷」の引用のつづきのように見える。[16] よって、『年中行事秘抄』のような本を典拠にしながら、あやまって引用したのではないかとの憶測が生ずる。しかし、『師緒年中行事』では「金谷云」として直接当該の文が引用されており、上記のようなあやまりは典拠の段階からすでにあったものと思われる。

追儺事。〈月令云、命有司大儺。金谷云、昔高辛氏子、十二月晦夜死。其霊成鬼、致疾病。因之、以桃弓葦矢逐之。〉

具体的に見ると、『師緒年中行事』は、①「金谷云」に直接「昔高辛氏子」以下の文章を引用する、②「奪飡人祖霊祭物驚祖霊」が脱落している、③「逐疫鬼」を「逐之」とする、④『金谷園記』を「金谷」と略す、などの点で『壒嚢鈔』とほとんど同文であり、『壒嚢鈔』の典拠であることは疑いない。[17] 換言すれば、『壒嚢鈔』は『師緒年中行事』が典拠でなければ説明できない点を多く含むと言えよう。同じような現象が［乞巧奠事］項でも確認できる。

▼『壒嚢鈔』巻五―十九［乞巧奠事］

七月七日七夕祭リ也。風土記ニ曰。七月七日。牽牛。織女。会ニス天河ニ。俗掃二庭露一ヲ施ニス机莚一ヲト云云。牽牛ヲ為レ夫ト。織女ヲ為レ婦ト。七月七日ニ庭上ニ机ヲ立テ。供具ヲ備ヘ。香花ヲ調ヘテ。又筆ノ前ニ。色々ノ糸ヲ懸テ。織女ニ供シ奉ル也。只是織女祭リ也。

『年中行事抄』

乞巧奠事
（中略）
風土記云。七月七日夜。洒掃於庭露。施机莚甘菓酒脯。兼散香粉於筵上。以請河鼓織女。此二星歓会之夜也。俗人候之。

『年中行事秘抄』
乞巧奠事
（中略）
風土記云。七月七日。牽牛織女会二天河一。俗重二此夜一。灑二掃露庭一施二机莚一云々。祈二河鼓一。〈河鼓謂二牽牛一。[19]〉

『師緒年中行事』
乞巧奠事〈風土記云、七月七日牽牛織女会天河。俗掃庭露、施机莚云々。牽牛為夫、織女為婦。〉

『師緒年中行事』は『年中行事秘抄』波線部の語句を脱し、意味が通じにくくなっているにもかかわらず、『壒嚢鈔』と同文関係にある。また、「牽牛為夫、織女為婦」の部分は、『年中行事秘抄』にも見られるが、離れた位置にあり、やはり『師緒年中行事』が典拠であると考えられる。

以上、管見の限り、『公事根源』によると思われる項はひとつもない。『壒嚢鈔』年中行事記事は、『年中行事歌合』をもととして『師緒年中行事』『下学集』などで補ったものと考えられる。[20] そこでつぎに、『年中行事歌合』『師緒年中行事』の入手経路について考察する。

四　行誉と清原業忠・中原康富

小助川元太氏『行誉編『壒嚢鈔』の研究』（三弥井書店、二〇〇六年）において、行誉と清原業忠・中原康富との関係が指摘されている。第四編「『壒嚢鈔』と雑談」（初出二〇〇二年）によって以下に示す。

『康富記』によれば、中原康富の叔父等日房が行誉と同じ観勝寺のために諷誦文や表白の起草を行っていたことがわかる。また、康富の師である業忠と行誉の間には交流があった。『壒嚢鈔』巻二―88〈巻三―50〉「和歌集事書ニ大嘗会ノ悠紀方主基方アルハ何事ソ」では、

又主基ヲ。主紀ト書ク記録アリ。仍是ヲ当大外記清原業忠朝臣ニ尋処。（中略）

というように、行誉の問いに対する業忠の答えが記される。注目すべきは、この問答の内容が、先の『康富記』における「雑談」と同趣のものであるという点である。しかも、行誉が業忠とこのような問答を交わすことができたのは、すでに二人の間に雑談の場での繋がりがあったからと考えるのが自然であろう。中原康富と行誉の所属する観勝寺、康富の師業忠と行誉という関係から浮かび上がるのは、行誉が清原業忠や中原康富らを中心とした当代知識人たちとの繋がりを持ち、彼らの学習の場で

ある雑談に、行誉自身も加わっていた可能性である。中原康富との関係から、『師緒年中行事』の利用は説明されるであろう。

『年中行事歌合』についても、

▼『康富記』嘉吉三年（一四四三）四月廿日条

〈今日大外記被語云、此間河内国三子誕生、仍自守護畠山方被申公家云、有御用者、召上可進歟云々、然間伝奏中山大納言被尋例於清史了、後福光園五十番哥合註、故摂政殿被載此三子事□□□其他無所見之由被返答□□□東豎子此三子被成歟、仍其御用之子細如何様被治定申哉不審云々、〉

『年中行事歌合』［七番・左・女叙位］

左、女の叙位は、正月八日女の位階を叙せらるる事にて侍るなり、その内に、内侍司の被官にあづまわらはといふものあり、御行の時、ひめ松とてをかしき馬にのりて供奉する是が事なり、是は三子を用ゐらるるとかや申し侍る、三子は天子の御まもりにてある由緒も侍るにや、年ごとに申文をいだして、女叙位にはかならず五位のくらゐを給ふなり、是はむかしより只同じ名乗を相伝してなのる、いとふしぎなる事にや、

『公事根源』［女叙位］

これは、女房の位階を叙せらるゝ事にて、隔年に行はる。（中略）中にもあづまわらはといふは、内侍司の被官にあるものにて、行幸の時、姫松とて、をかしき馬に乗りて供奉する、これが事なり。これは三子を用ゐらるゝにや。三子は、天子のまほりにてあるよし、由緒も侍る故とかや。年毎に申文をいたして、必ず五位の位をたまふなり。これはむかしより、おなじ名字を相伝して、紀朝臣季明となのる、いと不思議なる事にこそ。

右のごとく「清史」清原業忠が「後福光園五十番哥合註」（『年中行事歌合』）をもって三子の吉凶を勘申したことが確認できる。[21] ちなみに、「其他無所見」から清原業忠も『公事根源』を見ていないことがわかる。

なお、業忠だけではなく康富についても、『壒嚢鈔』成立後ではあるが、左のごとく『年中行事歌合』に点と註を施した記事が確認される。

▼『康富記』享徳四年（一四五五）七月一日条

一日甲戌　晴、武者小路前大臣殿御侍伊東民部丞、去年誂置年中行事五十番歌會本、可点給之由申之間、加懸点今日返遣了、摂州池田民部丞誂之云々、点之外少々注付事等在之、事起等依所望注付之、遣之者也、

以上より、『年中行事歌合』に関しても、清原業忠・中原康富を介して入手したのではないかと推測できるのである。

五　小結

以上、『壒嚢鈔』年中行事記事について、つぎのようなこ

とが言える。

①『年中行事歌合』を利用している。

②『公事根源』には依拠していない。

③『師緒年中行事』を利用している。

④それらは、清原業忠・中原康富を介して入手したものと推測される。

六　享受史研究へ向けて

『公事根源』兼良生前の影響と見なされてきたものは、管見の限り、今川範政『源氏物語提要』[22]と『嵐嚢鈔』のみであるが、本論によって、その一方が否定されたことになる。そして、『公事根源』享受を語るとき、多く対象となってきたものは、近世の註釈であると言ってよい。つまり、中世における『公事根源』享受という問題はいまだ検討されていないに等しいのである。そのような状況にあって、「『公事根源』からの引用と思われる」と言え、それが何の疑問もなく受け容れられるのは、『公事根源』享受が自明なものとして捉えられているからであろう。そして、それは『公事根源』の権威を自明なものとして認めることとほぼ同義である。よって、そのような知的頽廃を打破し、中世における『公事根源』享受の実態を究明する必要があるが、その作業は『年中行事歌合』享受史研究と表裏一体でなければならない。

ここでは、その準備段階として、両書の影響が看取される作品を列挙し、見通しに代えたい（写本の問題は未精査につき、いまは措く）。範囲は十五世紀～慶長年間までとし、孫引きの可能性があるものもあげる。ただし、『年中行事歌合』については、兼良の著作と『嵐嚢鈔』および『嵐嚢鈔』によることが明らかな『太平記賢愚抄』を除く。

▼『年中行事歌合』

『新続古今和歌集』（歌のみ）、『題林愚抄』（歌のみ）、藤原正存『一葉抄』、松平文庫『伊呂波拾遺』（於三河）、伝宗祇『竹林抄之注』、同『竹林集聞書』、衲叟馴窓『雲玉和歌抄』（於関東）、伝宗祇『初学用捨抄』、『玉集抄』[23]、『運歩色葉集』、『連歌新式天文十七年注』、『連歌新式永禄十二年注』、『連歌新式心前注』、『連歌新式紹巴注』（ただし、年中行事註は『公事根源』による）、従正允伝授本『新式聞書』[24]、一色直朝『月庵酔醒記』[25]（於関東）、『匠材集』（紹巴跋）、応其『無言抄』（ただし、年中行事註は『公事根源』による）、『随葉集』（寛文十年刊『増補随葉集大全』は『公事根源』による増補）、『伊呂波集拾遺和歌』[26]（歌のみ）、『古事本語本説連歌聞書』[27]（成立年未詳なるも中世の作としてよいか。於関東）。註釈として、中原康富加註本（『康富記』享徳四年七月一日条）、『和歌深秘抄』所引「年中行事の歌合の注」[28]、堯空（実隆）『年中行事五十番哥合不審条々』[29]。

▼『公事根源』

『源氏物語提要』、伝宗碩『藻塩草』、一条兼冬『世諺問答』、

『源氏物語紹巴抄』、三条西実枝『山下水』、『連歌新式紹巴注』、紹巴『狭衣下紐』、『無言抄』（紹巴披閲）、中院通勝『岷江入楚』（一部『山下水』の孫引き。孫引き部分は『山下水』と同じく「根元抄」とし、『山下水』に見えない箇所は「公事根源抄」とする）、『謡抄』（紹巴・日性参加）、秦宗巴『徒然草寿命院抄』（通勝披閲。また、貞徳『なぐさみ草』によれば、宗巴は『徒然草寿命院抄』をなすにあたって、日性に不審箇所を尋ねたという）、日性『太平記鈔』。『諸社根元記』は、中世の作と認めない立場から除外する。[30] そもそも『公事根源』として引かれる文（一箇所）は、『二十二社註式』と一致することから、『諸神根源抄』など吉田家による諸神記の類と見て大過ないので、「（諸神）根源」などの誤伝と考えてよいだろう。なお、中世における『公事根源』註釈の存在は未確認。

▼どちらによるか不明なもの

西高辻本『梵灯庵袖下集』[31]、兼載『竹聞』、『太平記聞書』、『流木集』、紹巴『連歌至宝抄』。

以上、歌書が多いことは注意されるが、『年中行事歌合』の影響が想像以上に大きかったことを認めてよいのではないか。註釈の存在などは、それを裏付けるものと言える。

一方の『公事根源』は、慶長年間のもの、紹巴関係のものが多いと言うと、ためにする評価と言われかねないが、『源氏物語提要』のあと、十六世紀前半まで空白期間があること、使用者の幅が『年中行事歌合』に比して広きにわたっていないことは事実であろう。もちろん、『年中行事歌合』の影響が「低く広い」、『公事根源』の影響が「高く狭い」という傾向を、後世への展開を見通したうえで、精確に評価すべきなのだろうが、『公事根源』がこのころ広く権威ある書物と見なされていたものか、批判的検討を要することは主張されてよい。少なくとも中世においては、『年中行事歌合』のほうが影響力があった可能性があるのではないか。

一方、近世になると、『言経卿記』[32]において『年中行事歌合』よりも『公事根源』の貸借記事のほうが多く確認されること、慶長ごろから『公事根源』の影響が増大すると推測されること、『年中行事歌合』版本が慶安以降であるのに対し、『公事根源』には元和古活字版があること、明暦頃の『祇園御本地』に『公事根源』が利用されていること、『増補随葉集大全』が『公事根源』によって増補されていること、元禄以降『公事根源』註釈が蔟出することなどから、『公事根源』が優勢になっていくことが想像される。

そして、現代に至っては、『公事根源』の説を無批判に信用したものがまま見受けられ、古典と化したごとき様相を呈す。それが兼良に対する偶像崇拝と知的頽廃の共犯関係によるものであることは言うまでもない。

以上、麁略ではあるが、仮に見通しを立てた。中世に関しては、さらなる資料の探索、書写・貸借状況の把捉、『年中

行事歌合』の連歌語彙への影響の検討、近世以降に関しては、『公事根源』古典化の過程の究明などが課題となろう。稿者には荷が重すぎる問題ばかりであるが、博雅の示教を乞い、今後の検討を俟つこととしたい。

【使用テクスト】

『壒嚢鈔』…『塵添壒嚢鈔・壒嚢鈔』（臨川書店、一九六八年）・『年中行事歌合』…『新編国歌大観』五（角川書店、一九八七年）・『公事根源』…『日本文学全書』（博文館、一八九二年）・『年中行事秘抄』…『群書類従』六・『師遠年中行事』『年中行事抄』『師光年中行事』…『続群書類従』一〇上・『下学集』…『古本下学集七種研究並びに総合索引』（風間書房、一九七一年）・『令義解』…『新訂増補国史大系』（吉川弘文館、一九六六年）・『園太暦』…『園太暦』（続群書類従完成会、一九七一年）・『康富記』…『増補史料大成』（臨川書店、一九六五年）・『源氏物語提要』…『源氏物語古注集成』（桜楓社、一九七八年）・『花鳥余情』…『源氏物語古註釈叢刊』（武蔵野書院、一九七八年）・『和歌深秘抄』…『続群書類従』一六下・『梵灯庵袖下集』…『島津忠夫著作集』五（和泉書院、二〇〇四年）

注

(1)浜田敦氏・佐竹昭広氏共編『塵添壒嚢鈔・壒嚢鈔』（臨川書店、一九六八年）。

(2)長谷川端氏編『論集太平記の時代』（新典社、二〇〇四年）。

(3)点線は典拠にない部分を示す。以下同じ。また、特に典拠と一致する部分に傍線、『壒嚢鈔』と相違する部分に波線を附すこととする。

(4)『壒嚢鈔』の『年中行事歌合』依拠本文については、『年中行事歌合』広本の位置づけとも関わるため、別稿を期すこととしたい。

結論のみ言えば、『壒嚢鈔』は広本系によるが、現存する広本は『公事根源』により増補されており、『壒嚢鈔』は『公事根源』補入以前の広本系によると思われる。広本系によるとしながら略本（『新編国歌大観』本）を用いるのも、現存広本が『公事根源』と接触しているためで、『年中行事歌合』によるか『公事根源』によるかを証明するための便宜的な措置として領承されたい。

『年中行事歌合』広本については、八木意知男氏「『年中行事五十番歌合』論」（『儀礼和歌の研究』京都女子大学、一九九八年、初出一九九三年）参照。ただし、八木氏の説は私見とはまったく逆で、広本を『公事根源』依拠本文と見るものである。

(5)『新編国歌大観』本にはないが、「左近は子（寅）右近は丑（卯）かへ〳〵にまはり侍る也」という一文を有する本が多数ある。

(6)『園太暦』観応二年（一三五一）十二月二十六日条に内侍所行幸と四方拝に関する一条家（経通）・鷹司家（冬通）・二条家（良基）の注進が見え、二条家正説が確認できる。

〈一条注進〉

四方拝儀、（中略）

向北称属星名字七遍、

子年人、〈貪狼星、字司希神子〉丑亥年人、〈巨門星、字貞元子〉寅戌年人、〈禄存星、字禄会子〉卯酉年人、〈文曲星、字微恵子〉辰申年人、〈廉貞星、字不隣子〉

己未年人、〈武曲星、字賓大恵子、〉午年人、〈破軍星、字持大景子、〉（中略）

〈鷹司注進〉

公家四方拝次第、〈元日寅刻、〉（中略）

先於拝属星御座、北向称属星名、〈七遍、〉（中略）

〈二条注進〉

四方拝条々（中略）

一拝属星給事、再拝、〈本命星・当年星各七反令称名字給、為正説、〉

一条家説に関しては、本命星が北斗七星、当年星が九曜であることから、本命星のみをあげていることがわかるが、当年星を唱えないという明徴はいまだ得られていない。

(7)「されは六考八考なといひて人のよき事を撰て定られける也其様は」という文を有する本あり。

(8)一条朝に二十一社奉幣制が整えられたあと、後三条朝に日吉社が加わり二十二社奉幣制となった。よって、『公事根源』が史実に則す。岡田荘司氏『平安時代の国家と祭祀』（続群書類従完成会、一九九四年）参照。

また、管見の限り、略本『年中行事歌合』と『公事根源』の数字に異同はない。広本『年中行事歌合』が「二十二社」とするのは、『公事根源』による改訂の可能性があろう。

(9)これも『公事根源』が正しい（佐々木宗雄氏「十～十一世紀の位禄制と不堪佃田制」『日本王朝国家論』名著出版、一九九四年、初出一九八九年）。

また、管見の限り、両書の数字に異同はない。広本も略本に同じ。

(10)持統天皇三年と仁寿二年の記事は『類聚国史』「卯日御杖」項にもあるが、当然のことながら、他の例も列挙しており、『漢官儀』の記事も見えない。

(11)その他、『下学集』が典拠である可能性があるものとして、「除夜」（〔節折事〕）「追儺」（以上、時節門）「屠蘇白散」（飲食門）があげられる。また、「此二箇条ハ。年中行事ノ所ニ。付ルヘケレ共。名字ニ付テ。別シテ御尋ノ間。此ニ註シ侍リ」として記される五―四十一〔名越ノ祓ト曰ハ。何ナル名ソ。〕・五―四十二〔盂蘭盆ト云ハ。何事ソ〕なども、『下学集』によるものであろう。

(12)『風土記』逸文研究においても、存疑とするのみで何によったかは指摘されていない。荊木美行氏『風土記逸文の文献学的研究』（皇學館出版部、二〇〇二年）参照。

(13)『江次第鈔』にも『師光年中行事』前掲記事と後漢明帝の記事を収めるが、こちらは和文ではないので、依拠関係は明白である。

なお、『公事根源』の『師光年中行事』利用については、以下のような指摘があり、後漢明帝の記事を有する『師光年中行事』写本があった可能性もあるだろう。

▼木藤才蔵氏「年中行事歌合と公事根源」（『二条良基の研究』桜楓社、一九八七年）

以上、四例（稿者註、「供若菜」「白馬節会」「神祇官献御贖物」「火災御祭」）ほどあげたが、右に掲げた公事根源の本文が師光年中行事を資料にして記されていることは、疑問の余地がない。

田村航氏「『公事根源』の一条兼良作について」（『人文』二、二〇〇三年）

『公事根源』（稿者註、「白馬節会」）の「礼記に春を東郊にむ

かへて青馬七疋をもちゐるとあり」は『江次第鈔』の「礼記云、迎春於東郊、以青馬七疋云云」をほぼ訓み下したもので、そのまま『礼記』本文との一致を想像させる。ところが『礼記』に該当する記述はなく、かろうじて「月令」の「以迎春於東郊。還反、賞公・卿・諸侯・大夫於朝」があげられるばかりである。（中略）『公事根源』にしろ『江次第鈔』にしろ、直接『礼記』を見たわけではなく、どうも『師光年中行事』の「礼記云、迎春於東郊、以青馬七疋」を典拠としたようである。同書がつづけて記す「註云、七小陽之数也。時改正月小陽也」が（c）の「七は少陽のかず、正月は小陽の月也」「礼記注云、七少陽之数也。時改正月少陽也」と一致する点からもうなずけよう。

(14)『師緒年中行事』とは、つぎのような本奥書を有する年中行事を指す。

弘安八年六月廿三日以相伝之秘説授
愚息木工助師緒訖

延慶二年十二月写留了　　良醞令中原〈在判〉

先行研究としては、所功氏「中原家流年中行事書の成立」註(17)（『平安朝儀式書成立史の研究』国書刊行会、一九八五年、初出一九八四年）に左のごとく言及されるのみ。

中原氏の手に成る年中行事書は、本章で検討したもの以外にも伝存する。そのうち注目すべきは、「師緒年中行事」とも「外記年中行事」とも単に「年中行事」とも題されている写本（未刊）である。（中略）本書は弘安八年六月、造酒正中原師冬（師弘の男）が「相伝之秘説」を「愚息木工助師緒」に伝授したもので、『師遠』や『師元』の祖本より百数十年後、『師光』の祖本より半世紀近く後であるが、鎌倉後期における中原家の〝相伝の秘説〟を具体的に示すものとみられる。

なお、本稿では内閣文庫蔵明和二年藤貞幹写『外記年中行事』（一四五―二七）を用いる。その他、管見に触れた写本は以下の通り（計十本）。内閣文庫一四五―四一（寛政五年写本）・一四五―四三（安永七年甘露寺篤長写本）・一四五―一六七・一四五―一七七（一四五―四三の模本か）・国会図書館二三七―一六六（『年中行事抄』の内。内閣文庫一四五―二七の写し）・八四一―一四五（『年中行事』二冊の内）・東京大学史料編纂所二〇五七―一三一（原本、寛政元年藤貞幹写本。勧修寺本広橋本により校合）・『待需抄』所収『年中行事』・中之島図書館四九九，二―一〇。

(15)『大阪青山短期大学研究紀要』九・一九八一年五月。

(16)『師光年中行事』も同じ。

(17)ただし、『論語』関係記事は『師緒年中行事』になし。

(18)賀茂家栄『陰陽雑書』（一一三六年までに成立。中村璋八氏『日本陰陽道書の研究増補版』汲古書院、一九八五年）では、『金谷園記』として引用されている。また、『年中行事秘抄』『師光年中行事』では、「二星歓会之夜也」以下が『金谷園記』として引かれる。

(19)『初学記』に見える『風土記』の記事と一致しない。

(20)『下学集』依拠を前提とすれば、漢字の訓義・『論語』関係記事以外は『師緒年中行事』でおおよそ説明可能である。

ただ、鈴木元氏「『本朝事始』逸文輯綴――中世源氏物語註釈書

等所引の一典籍―」（『中京国文学』二六、二〇〇七年三月）には、本朝事始が鎌倉から南北朝にかけて、どれほど流布したものかよく判らないのだが、河海抄の如くにこれを本朝月令や年中行事書と並べて利用するということは、それらが孫引きでない以上は、性格の相似通った資料がまとまって註釈のために提供される環境があった、ということを示す。そして、内容の重複する複数の資料を併用するこの方法は、今日の眼からするならば、ある種の違和感を伴う行為ではなかったかとも思われるのだが、註釈の当事者たちにはそうした感覚はなかったのかもしれない。むしろ、起源に向ける註釈の志向の強さを証するものと見るべきかもしれない。いずれにせよ、註釈の引用書目はそうした視点で改めて考えてみる必要があるだろう。

との指摘があり、複数の中原家流年中行事を利用した可能性を排除すべきではないかもしれない。しかし、その場合、他の年中行事を註として取り入れた『師緒年中行事』の存在をも併せ想定すべきであろう。

いづれにせよ、『師緒年中行事』をはじめ、未刊の中原家流年中行事の写本を渉猟する必要がある。

(21)小川剛生氏「有職学と古典学―年中行事歌合」（『二条良基研究』笠間書院、二〇〇五年）に指摘がある。

(22)左のごとく、『公事根源』の名が見える。

▼『源氏物語提要』

ことしはおとこたうか有。正月十六日の節会をは女踏歌といふ。舞妓出るゆへなり。十四日は男踏歌也。殿上地下四位以下の輩、所々をめくり、催馬楽をうたひ、まひかなつる事有。是むかし正月十四日五日の夜、宮中の遊士共、月に乗してかなたこなたを経めくりてうたひ舞しより事おこれり。末の世に千秋楽・万歳楽といひて興をもよほす事あり。是等の余風永、公事根源なとにくはしく見えたり。

しかし、右の記事は『公事根源』と同文ではない。にもかかわらず、『花鳥余情』と同文であるという点には、注意を要するだろう。

▼『公事根源』〔踏歌節会〕

踏歌といふは、正月十五日の男踏歌の事にて侍るべし。近比行はれ侍るは、女踏歌なり。それは十六日なり。光源氏の物語にも、多くは男踏歌の事を申し侍るにや。大方正月十五六日は月の頃なれば、京中の男女の、声よく物謡ふを召しつどへて、年始の祝詞をつくりて、舞をまはせなどせられ侍りし故に、踏歌とは申すなめり。

『花鳥余情』

正月十六日の節会をは女踏歌といふ　舞妓すゝみ出る故也男踏歌は十四日にあり　殿上地下の四位以下の輩しかるへき所々をめくりてさいはらをうたひまいかなつる事あり　これは昔正月の十四五日に京中の遊士月に乗してあなたこなたをへめくりてうたひ舞しより事おこれり　末の代に千秋まんさいといひて逸興をもよほす事あるはこれらの余風なり

『源氏物語提要』と『花鳥余情』の関係については、伊井春樹氏「兼良の源氏学の形成―二条家の秘説から『花鳥余情』の成立へ―」（『源氏物語注釈史の研究室町前期』桜楓社、一九八〇年、初出一九七五年）により、両書が共通して依拠する古註釈の存在が想定され、特に兼良相伝識語を有する刈谷市立図書館蔵『和謌

秘書集』（翻刻、岩坪健氏『源氏物語古注釈の研究』和泉書院、一九九九年）がそれに比定されて以来、伊井氏の説が堤康夫氏「二条家秘説の伝流について」（『源氏物語注釈史論考』新典社、一九九九年、初出一九八四年）・岩坪健氏「二条家源氏学の成立と展開―二条家本流から末流へ―」（前掲書、初出一九八八年）・同氏「一条兼良の秘伝書類―『源語秘訣』とその類書―」（前掲書、初出一九八九年）により踏襲されている。

しかし、『源氏物語提要』が『公事根源』を参照した箇所が、『公事根源』と文章レベルで相違するにもかかわらず、『花鳥余情』と同文関係にあるという事実から、最も自然に導き出される結論は、『花鳥余情』が『源氏物語提要』に直接依拠しているというものであろう。そう考えるならば、『和謌秘書集』が『花鳥余情』『口伝抄』など兼良の註釈に依拠している、つまり為家作の部分のみならず、少なくとも兼良相伝の部分までをも偽作しているという可能性も考慮に入れるべきではないか。

そもそも、『和謌秘書集』所収「源氏秘蘊和秘抄」の「兼良―冬良―宗養―宗碩―永閑―栄雅―覚勝院―心敬（以下略）」、同書所収「源語秘訣」（兼良作のものとは別書）の「兼良―冬良―実隆―覚勝院―心敬」という相承は明らかに年代的な矛盾を含んでいる。

また、伊井氏が指摘している、『口伝抄』の冬良相伝識語と別本「源語秘訣」の実隆相伝識語が年月日・語句ともに一致するという事実は、別本「源語秘訣」が識語偽作のために『口伝抄』の識語を利用したのではないかとの疑いを生じさせるに十分なものであろう。

そして、堤氏が指摘しているように、『和謌秘書集』所収「紫明抄」（「為家撰」）は『口伝抄』と二項目同文関係にあるが、『口伝抄』は「その原型とされる『花鳥口伝抄』以上に、「源氏紫明抄」に接近している」のである。

兼良が為家仮託「紫明抄」を参照したとするならば、『花鳥余情』完成にも先立つ『花鳥口伝抄』が為家仮託「紫明抄」と同文関係にないにもかかわらず、最も成立の遅れる『口伝抄』が為家仮託「紫明抄」と同文関係にある理由を説明しなければならない。岩坪氏は『口伝抄』が『花鳥口伝抄』に先行すると推測しているようだが、それでは為家仮託「紫明抄」が『花鳥余情』と十一項目、『口伝抄』と二項目同文関係にあるにもかかわらず、『花鳥口伝抄』とは同文関係にない理由はなぜか。

為家仮託「紫明抄」が『花鳥余情』『口伝抄』によっている、また『花鳥口伝抄』は見ていないと考えるのが自然であろう。

また、堤氏は為家仮託「紫明抄」が『河海抄』と三項目同文関係にあることについて、「『河海抄』が公開された注釈書である以上、二条家秘説が『河海抄』の見解を採用したとは考えられない」と推測しているが、この際秘書が公開された註釈書を取り入れるはずがないという思い込みを捨てる必要があるのではないか。

というのは、特に為家仮託「紫明抄」と公開された註釈書である『花鳥余情』の関係について言えば、作者を為家に仮託し、兼良の相伝を偽作することによって、「この書こそが世に流布する『花鳥余情』の典拠となった秘書である」ということを示唆することこそが、秘書が公開された註釈書に依拠することの最大の効用であると言えるからである。そう考えれば、諸氏の論は偽書制作者の思わくどおりということになろうか。

今後、兼良の『源氏物語』註釈と『源氏物語提要』の関係、お

よび『和謌秘書集』の典拠について精査する必要があることは言うまでもないが、如上より偽書・秘書制作について再考すべき点があることも申し添えておきたい。

(23)鈴木元氏『室町の歌学と連歌』(新典社、一九九七年)。

(24)鈴木元氏「紅葉のふみ―年中行事歌合の一首から―」(『和歌文学研究』七五、一九九九年七月)。

(25)『中世の文学　月庵酔醒記（上）』(三弥井書店、二〇〇七年)「皇法　六十三箇条」(四六～五九頁)　註参照。

(26)井上宗雄氏「『伊呂波集拾遺和歌』について」(『季刊ぐんしょ』再刊六、一九八九年十月)。

(27)渡辺守邦氏「資料紹介　U・Cバークレー校蔵『古事類』―もう一つの『連集良材』―」(国文学研究資料館『調査研究報告』九、一九八八年三月)。

(28)『和歌深秘抄』に以下のような記事が見える。

一年中行事の歌合の注に云。南祭。石清水臨時祭也。三月中午日。(有二時下午。殿上人勤之。)舞人十人。小忌衣摺袴を着挿華。左桜。右欵冬。便藤。北祭。加茂臨時祭也。十一月下酉日。五節已後之酉日也。色目同石清水。南祭北祭は此両社にかきる也。年に両度祭礼諸社に多之。かやうにて候。ことなる事なし。

『年中行事歌合』行事解説を「註」(『康富記』嘉吉三年四月廿日条)とすることもあるが、右は『年中行事歌合』には見えないものであり、『年中行事歌合』に対する註釈と考えてよいだろう。

(29)小川剛生氏「有職学と古典学―年中行事歌合」参照。

(30)島居清氏「諸神根源抄・諸神記・諸社根元記に就いて―其一、諸神記と諸社根元記―」(『ビブリア』三〇、一九六五年三月)。

(31)長谷川千尋氏「『梵灯庵袖下集』の成立」(『国語国文』七一―七、二〇〇二年七月)によれば、『梵灯庵袖下集』は丁類→乙類→甲類（→西高辻本）の順、甲類の成立は十五世紀半ばであるが、

▼乙類『梵灯庵袖下集』(松平文庫本)

腹赤は魚の名也。九州よりのみつぎ也。此はらかの魚取在所、筑後ながすと申浦にて候也。是は肥前のたかくゑ渡也。はらかの御調と云句に、ながすの渡可付。

甲類『梵灯庵袖下集』(西高辻本)

又つくしには、筑後の国ながすの浦に、ながはまと申在所に、此はらかの魚を取也。腹赤に長浜のうら附べし。

右、甲類傍線部は「ながす」と重複している以上、

▼『新宇土市史通史編二』(二〇〇七年)第十章第一節(鈴木元氏執筆)

(稿者註、伝宗祇『名所方角抄』に関して)特徴的なのは「宇土の長浜」で、「年中行事には」として言及されているのは、『年中行事歌合』の三番右、「腹赤御贄」を詠んだ四辻善成の歌、

初春の千代のためしの長浜につれるはらかもわが君のためを指している。だが、『肥後国誌』も指摘するように、腹赤御贄の起源については『釈日本紀』所引「肥後国風土記」逸文が玉名郡の長洲としており、これを「宇土の長浜」と結びつける理解は『年中行事歌合』の判詞に始まる。

『年中行事歌合』〔三番・右・腹赤御贄〕

景行天皇の代、筑後国宇土郡長浜にて此魚をつりたてまつりけるを、年ごとの節会に供すべき由定めおかれたるなり

『公事根源』〔元日ノ節会〕
景行天皇の御宇、筑紫の国宇土の郡長浜にて、海人これを釣りて奉る。

「「宇土の長浜」と結びつける理解は『年中行事歌合』の判詞に始まる」ことをも考量すれば、『年中行事歌合』か『公事根源』による増補・改訂と考えざるを得ない。

そうすると、どちらによるかが問題であるが、

▼甲類『梵灯庵袖下集』（西高辻本）
一扇を給ふとすれば、四月朔日事也。殿上人は、みな四月朔日に、夏の扇を君より給ふ也。扇を賜ふと申は是なり。

『年中行事歌合』〔十一番・左・旬四月一日〕
左、扇を臣下に給ふにて題の心は侍るべきにや、（中略）四月の旬には、内侍扇をもちて上達部に給へば、ひざまづきてうけとるさ法などあるにや、

乙類にない右の記事が、『年中行事歌合』の題に対する意識を承けているとするならば、『年中行事歌合』による可能性がやや高いかと思われる。

もちろん、かくのごとき推測は稿者の見通しを投影したに過ぎないものかもしれないが、十五世紀半ばの作品に『公事根源』影響の明徴が得られないことこそが重要な事実であろう。

(32)山科言経は『謡抄』に参加しており、紹巴・日性と交流があった。また、宗巴との交流も密である。

（のがみ・じゅんいち　本学大学院博士前期課程）